

組合員資格確認のお願い

当 J A 定款規定により、組合員加入申し込み時の提出書類記載事項に変更があった場合や、組合員資格に変動があった場合は、その旨を届け出ていただくことになっています。

つきましては、組合員資格・氏名・住所・電話番号等の届出事項に変更・修正があった場合は、当 J A 支店窓口へお申し出いただきますようお願いいたします。

【当 J A の組合員資格】

1. 正組合員資格

- ☆ 5 アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であり、その住所または経営に係る土地・施設が、当 J A の地区内（※）にある。
- ☆ 1 年のうち、60 日以上農業に従事している個人であり、その住所またはその従事する農業に係る土地・施設が、当 J A の地区内（※）にある。

2. 准組合員資格

- ☆ 住所が、当 J A の地区内（※）にある。
- ☆ 勤務地が当 J A の地区内（※）にあり、かつ、当 J A の①資金の借入れ、②貯金・定期積金、③農業生産資材・生活用品の購入、④共済加入のいずれかを 1 年以上継続して利用している。
- ☆ 住所が当 J A の地区外にあり、かつ、当 J A の①農業生産資材・生活用品の購入、② J A 直売所への農産物の出荷（生産する物資の運搬・加工・貯蔵又は販売）のいずれかを利用している。

（※）当 J A の地区

綾部市、福知山市、舞鶴市の区域とします。ただし、福知山市については、下豊富・中六人部地域及び三和町、夜久野町、大江町の区域です。

なお、現在の組合員資格については、「平成 28 年度 出資配当金お支払及び出資金残高のご案内」に記載されている組合員資格でご確認ください。